お取引条件

法寶無人機影像工作室（FABIEN-STARSEED.COM）と貴社とのお取引に適用する条件です。個別の見積書と本条件の内容が異なる場合は、見積書が優先します。

事業者情報

事業者名	法寶無人機影像工作室
事業形態	台湾で登記した個人事業（独資）
統一編號	60961815（台湾の事業者番号）
所在地	台湾 404022 臺中市北區中清路一段447號10樓之3
代表者	Bourcy-Laporte, Fabien Robert Victor
連絡先	fabien-starseed@agentmail.to ／ www.fabien-starseed.com

契約と業務の進め方

第1条（適用）
本条件は、当方が提供する AI 業務自動化（業務フローの整理、AI ツールやアプリの開発と運用）、コンサルティング、ドローンによる風力発電機ブレードの点検、および 3D モデル作成の各業務に適用します。

第2条（契約の成立）
当方が提出する書面の見積書に双方が合意した時点で、個別契約が成立します。貴社の発注書または契約書を使用する場合は、その書面に双方が合意した時点で成立します。

第3条（業務範囲と成果物）
作業範囲、成果物、受入基準、金額は見積書に記載します。合意した範囲を超えるご依頼は、作業前に別途お見積もりします。

第4条（スケジュール）
着手日と納品日は見積書に記載します。遅れが見込まれる場合、当方は判明した時点で理由と新しい日程を書面でお知らせします。

第5条（修正）
修正の回数と範囲は見積書に明記します。

第6条（検収）
貴社は受入基準に沿って成果物をご確認ください。基準を満たさない点は、当方が追加費用なしで修正します。

第7条（トラブル対応）
不具合やご不明点はメールでご連絡ください。当方は状況を確認し、原因と対応方針を書面でご回答します。

第8条（ドローン業務）
飛行は台湾の民用航空局の規則と現地の許可に従います。当日の操縦者の安全判断が最終決定となり、天候、空域の規則、またはその判断により飛行できない場合は、新しい日程を取り決めます。日本国内での飛行業務は、現在は承っておりません。

請求とお支払い

第9条（請求）
お取引は海外取引となり、請求書（Invoice）は台湾の当方事業者（法寶無人機影像工作室、統一編號 60961815）が発行します。当方は日本の適格請求書発行事業者ではないため、請求書に登録番号の記載はありません。

第10条（お支払い）
お支払いは海外送金（銀行振込）とします。通貨、金額、支払期日は見積書と請求書に記載します。送金手数料は、それぞれの銀行の手数料を各自で負担します。

権利、秘密保持、個人情報

第11条（知的財産権）
代金の全額をお支払いいただいた時点で、貴社のために制作した成果物の権利は貴社に帰属します。当方が以前から保有するツール、コードライブラリ、ノウハウは当方に帰属し、成果物の中で永続的に使用するライセンスを貴社に付与します。

第12条（秘密保持）
当方は貴社の業務情報を機密として扱い、業務の遂行にのみ使用します。現場、点検写真、風車のデータは、書面による許可なく公開せず、第三者に開示しません。ご要望があれば秘密保持契約（NDA）を締結します。

第13条（データの返却と削除）
当方は業務に必要なデータのみをお預かりし、プロジェクト終了時にご希望があれば返却または削除します。ただし、台湾の税法・会計法で保存が義務づけられた記録は除きます。

第14条（個人情報）
当方は日本国外の事業者のため、貴社から当方への個人データの提供は、原則として日本の個人情報保護法第 28 条の「外国にある第三者への提供」にあたり、同条の例外に該当しない限り、あらかじめ本人の同意が必要です。当方は、本人への情報提供に必要な情報として、所在国（台湾）、台湾の個人資料保護法、当方の安全管理措置、利用しているクラウド事業者を、ご請求に応じてお知らせします。

責任と準拠法

第15条（責任の制限）
法令で認められる範囲で、当方の責任の総額は、請求の原因が生じる前 12 か月間に貴社が当方に支払った金額を上限とし、逸失利益やデータの喪失などの間接損害については責任を負いません。ただし、故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第16条（準拠法と管轄）
本条件と個別契約は台湾（中華民国）の法律に準拠し、第一審の管轄裁判所は台湾台中地方法院とします。ただし、見積書に別段の定めがある場合はそれに従います。

第17条（連絡）
連絡はメール（fabien-starseed@agentmail.to）で行い、重要な合意はすべて書面に残します。

 ／ © 2026 Fabien Starseed 無断転載禁止